

様式第4号・その1（第7条関係）

令和 6 年 3 月 29 日

伊万里市議会議長 中山 光義 様

氏名 香月 孝夫



令和5年度 伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号・その2（第7条関係）

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 香月 孝夫

1 収入 政務活動費 225,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費	0	
調査旅費	61,960	令和6年1月16日～18日 行政視察（関市・可児市・西尾市）
資料作成費	0	
資料購入費	0	
広報費	0	
広聴費	0	
人件費	0	
事務所費	175,000	香月孝夫事務所（新天町660）
その他の経費	0	
合 計	236,960	

3 残 額 0 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

政 務 活 動 費 旅 費 計 算 書

旅行者 香月議員、盛議員、力武勝範議員、松尾真介議員、金原議員、川添議員

期 間 令和6年1月16日（火）～令和6年1月18日（木）

行き先 ①岐阜県関市、②岐阜県可児市、③愛知県西尾市

内 容 ①LGBTフレンドリーに関する取り組みについて
②議会改革について
③多文化共生推進の取り組みについて

備 考

※網掛けは、領収書添付

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
運 賃	3,680	伊万里～福岡空港（往復）
		①福岡空港～中部国際空港（往復）※バック料金を含む
	5,580	中部国際空港～関市～可児市～西尾市～中部国際空港
飛行機＋ホテルパック（朝食付き）	46,900	13,100円×2日
食卓料（夕食代）	3,400	1,700円×2日
交通費	2,400	800円×3日
計	61,960	

※旅費計算につきましては、伊万里市職員等の旅費に関する条例に基づき、最も経済的な経路及び方法により算出することとなっておりますので、申し出があった経路とは異なる場合があります。

領 収 書

発行 No.AJP0001196552

表示日: 2024年01月11日

下記、正に領収いたしました。

宛名 盛泰子、力武勝範、松尾真介、香月孝夫、金原晋作、川添
智徳 様

金額 ￥281,400— 内消費税額 ￥25,581
※但し、航空券代・宿泊代等として(銀行振込)

予約番号 AJP3ACF2TY

旅行期間 2024年01月16日 ~ 2024年01月18日

決済日 2023年12月21日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 RECRUIT



株式会社リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号:T5010001149426

議長	局長	副局長	係長	係

研究研修 調査 報告書

伊万里市議会議長 中山 光義 様

下記のとおり 研究研修 ・ 調査 を行いましたので報告します。

令和 6年 3月 18日

氏名 香月 孝夫

実施年月日	自 6年 1月 16日 至 6年 1月 18日	3日間	宿泊 ☒ 有 ☐ 無
場所	関市 可児市議会 西尾市		
内容	LGBT フレンドリーに関する取り組み 議会改革 多文化共生推進の推移について		
内容 感想等	別紙のとおり		

※資料は翌年度から5年間各自で保管する（伊万里市政務活動費の執行に関する運用方針2-(1)）



《視察報告書》

【報告者】 香月孝夫

【調査年月日】 令和6年1月16日(火)～1月18日(木)

【調査地】 ①関市(16日) ②可児市議会(17日) ③西尾市(18日)

【調査目的】 ①LGBTフレンドリーに関する取組みについて

②議会改革について

③多文化共生推進の推移について

① LGBTフレンドリーに関する取組みについて

〔関市概要〕 面積 472.33 km² 人口：84,984人(令和5年4月1日現在)

財政規模：400億3,700万円(令和4年度当初)



●所感 → 時代の変化とともに、人々の考え方も多様化し始めてきている。そのような中、LGBTは、2006年の「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人権についてのモントリオール宣言」が発祥とされるところにある。今回の視察先となった関市は、尾関健治関市長がLGBTに関する講演会を受講されたことをきっかけに、関市第4次総合計画後期プランへ「一人ひとりの個性や多様性を認め合えるまちづくりをめざす」ことが組み込まれているところから、本市においても今後考えて行かなければならない一つの課題でもある。関市において、まずは職員への啓発や環境整備などに取り組むことからスタートし、その後市民へ向けてのシンポジウムなどが開催された。その後は小中学校や市民への取組み周知を図るため冊子(添付画像)などが作成された。また当事者向けの交流会などが開催されている。その結果、「LGBT」の言葉認知は2017年度は「知っているが27.8%」から2021年度は「知っているが62.1%」と飛躍的に向上している。よって、本市においても今後啓発活動への取組みの必要性を強く感じた。

② 議会改革について

〔可児市概要〕 面積 87.57 km² 人口：100,297 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

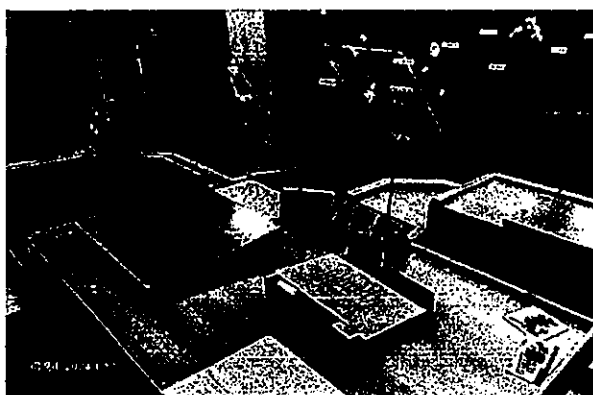
財政規模：323 億 1700 万円（令和 6 年度当初）



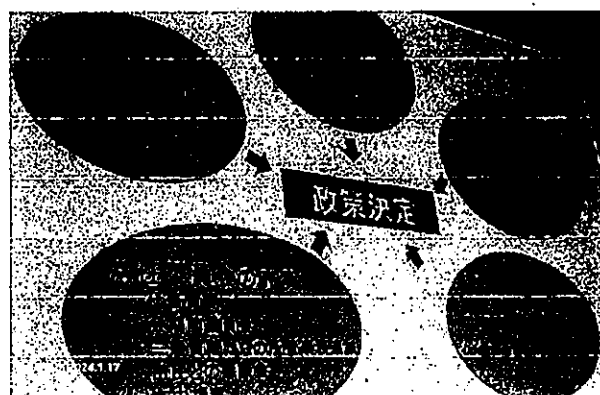
※可児市議会「のぼり旗」



※議場設置の「大型モニター」



※壇上に設置されている「プロンプター」



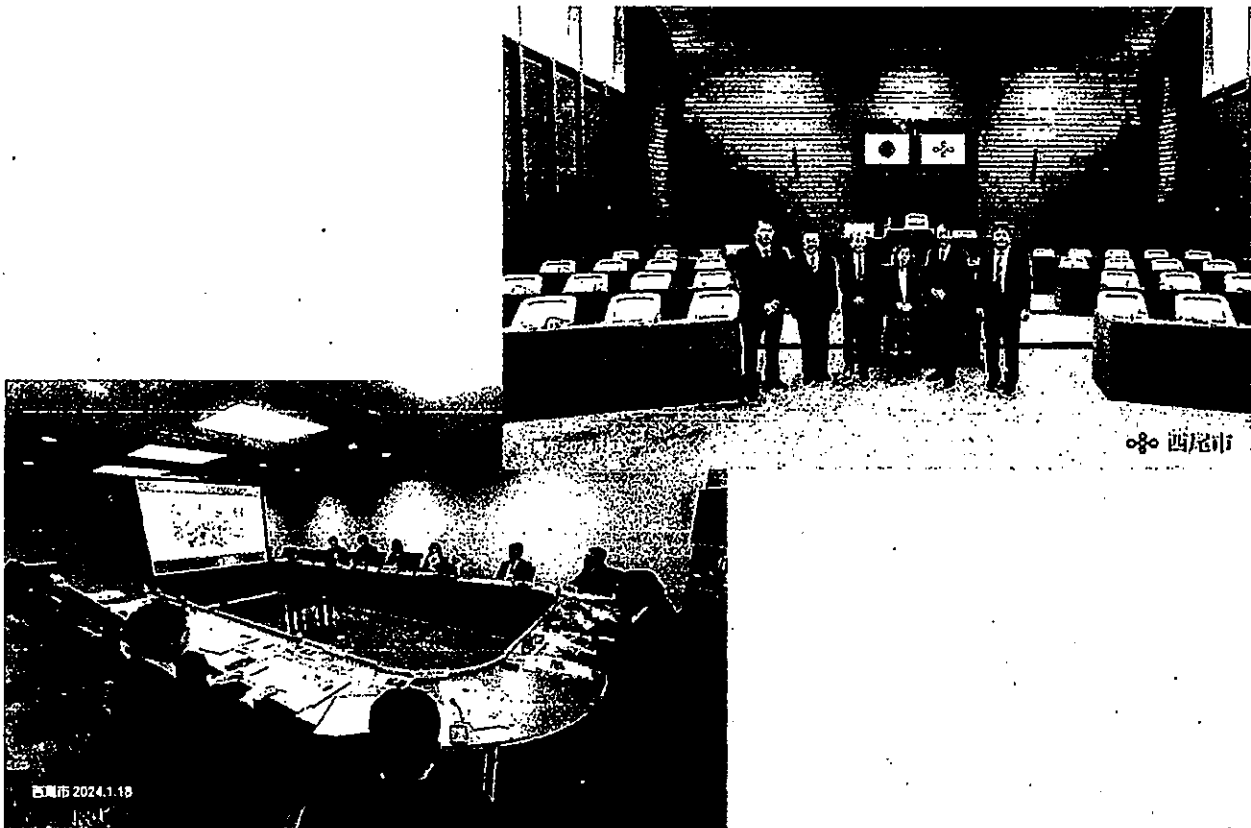
※政策決定リンク

●所感 → 可児市議会は広報広聴機能を活用し市民との対話を強力に図っている。広報誌(議会のトビラ)の充実は元より、メディア（CATVやFMラジオ）なども有効に活用された議会情報の発信がなされている。また（小中高）学生議会などの取組みも積極的に行われ幅広く議会に関心を寄せる働きかけもなされている。内部充実（常任委員会・予算審査など）も図られ、それに伴う政策決定も活発に行われている。本市においては議員 21 名が時代変化に応じるべく一丸となって今以上に政策決定に取り組む必要性を強く感じた。また議場内においては市民目線での設備改修（大型モニターを始め、市民と会話する時のような目線を保ちやすい「プロンプター」など）も必要に感じるほか、のぼり旗の作成も斬新であり見習うべきところでもあった。

③ 多文化共生推進プランについて

〔西尾市概要〕面積 161.22 km² 人口：170,338 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）

財政規模：658 億 8,400 万円（令和 5 年度当初）



●所感 →多文化共生とは、国籍や民族が異なり文化の相違する人々が、それぞれを認め合いながら地域社会の中で暮らしていくために必要なことである。本市においても雇用形態の変化により外国籍の方を多く見かけるようになってきた。今後も労働力不足などから増加傾向の値を示すことが予想される。また本市においても少子高齢化の波によって人口減少が進む中、世界の人々からも快適で暮らしやすい伊万里と言われるような取組みを考えて行く必要がある。西尾市では国籍の相違などによって日々の生活の中での情報収集の不便などを解消し「豊かさをみんなで創る取組み」がそのプランである。

特に関心を寄せたのが、多言語表記のチラシを始めまたその中には QR コード（7 か国語表記）を掲載した案内や、同時通訳が可能となるホットラインなど他国の方にも優しい取組みがなされている。併せて西尾市における外国人の状況を分かりやすく伝える冊子なども作成され周知が図られている。

様式第5号・その8（第7条関係）

（年間分）

事 務 所 費

（支出明細書）

事 務 所 の 場 所	〒848-0041 伊万里市新天町660
賃 借 料	年額：175,000円 内訳（35,000円×10ヵ月÷1/2＝175,000円）
光 熱 水 費	
消 耗 品 購 入 費	
備 品 リ ー ス 料	
事務機器リース料	
そ の 他	
合 計	175,000円

領 収 証

No. _____

香月孝夫 様

2024年3月28日

★ ¥385,000-

但 賃借料 17月3万5000円 × 11ヶ月分
上記正に領収いたしました (5月~3月)

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)

契約書が R5.6~となっているので

$35000\text{円} \times 10\text{ヶ月} \div \frac{1}{2} = 175000\text{円}$ で計上

定期建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」)、賃借人 香月孝夫 (以下「乙」、及び乙の連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」) は、次の通り、香月孝夫の1階後援会事務所および2階倉庫の用に供する定期賃貸借契約を締結します。

第1条 (物件) 伊万里市新天町660番地の1階と2階 (奥の玄関前の駐車場1台分付)

第2条 (賃貸借期間) ①令和5年6月1日から令和9年5月31日まで。

②本物件は定期建物賃貸借であることを各当事者は確認し、契約の更新はなく期間満了時に本契約は終了し、乙は甲に直ちに返還するものとする。

第3条 (賃料など) ①1か月 3万5千円。

前月末までに翌月分を甲が指定する口座に乙が振り込むこととする。光熱費等は乙の契約、負担とする。

②1階のエアコン利用のための動力利用に関しては、月に1000円を甲は乙に援助する。動力の契約を止めた場合は、援助を中止する。動力契約を止めた場合には、乙は甲に連絡し、使用月以外の援助がある場合には乙は甲に返還する。

第4条 (敷金) ①12万円。前契約時の1階敷金7万円と2階敷金5万円の合計12万を今回の契約の敷金として引き継ぐものとする。

②甲は乙から、本契約解約時に本物件の明け渡しを受けた際には、乙の未払い賃料その他、乙の債務の弁済に充てる分を差し引いて、敷金を返還する。

第5条 (使用目的) ①1階は香月孝夫さんの後援会事務所として、2階は香月孝夫さんの倉庫として、香月孝夫さんの管理下においてのみの使用に制限する。

第6条 (禁止事項) ①有料無料に関わらず、全体、一部に関わらず、賃貸借の譲渡の禁止、本件建物の転賃を禁止する。

②アルコール等の持ち込み、提供の禁止

③本件建物の増改築、造作の変更の禁止 (事前に申し出て甲の許可があれば可能)。

④本物件内における動物の飼育の禁止 (ただし、甲が許可したものは可能)。

第7条 (火災保険) 乙は、甲が指定する「借家人賠償責任保険」「個人賠償責任保険」などの特約が付いた火災保険に入ることとする。4年間の契約期間とし、保険証書の内容の写しを乙は甲に提出する。年払いの場合は、毎年の払い込み済の確認書類の写しを提出する。

第8条 (契約の中途解約) ①乙は、3か月前までに解約の申し入れを甲にして中途解約することができる。

②甲は、乙の賃料振り込み2か月分の滞納がある場合、あるいは、乙が本契約書に従わない使い方をした場合には、中途解約することができる。

第9条（明け渡し等）乙は本契約が終了した場合には、自己の保管するものすべてを自己の費用で負担して収去するものとする。処分費用は乙の負担とする。

第10条（当然消滅）

本物件が火災、自然災害、人的災害などで、通常の用に供することができなくなった場合には、契約は消滅する。この場合、甲は乙に対して責任を負わない。

第11条（エアコン）1階2階ともエアコンが故障した場合に、甲は修繕、新規交換の義務を負わない。

第12条（注意事項）①火の始末にはくれぐれも気をつける。

②誰もいない場合には、必ず施錠する。

上記の2点は、乙は関係者に伝えて徹底すること。

第13条（トイレの簡易手洗い器、玄関インターホン、照明関係、壁、建具、設備など）甲は修理や新規交換の義務を負わない。

第14条（連帯保証）丙は、本契約から生じる乙の甲に対する債務につき、連帯保証する。連帯保証人は、甲が認めたもの1人を乙は選出する。連帯保証人は必ず1人必要で、変更する場合には、甲に連絡して契約書に署名してもらう。

第15条（協議）本契約に定めのない事項または本契約に疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議の上解決する。

以上の通り、契約が成立したので、本契約書3通を作成し、各自署名のうえ、各1通を所持する。

令和 5年5月31日

賃貸人（甲）住所

氏名

印

賃借人（乙）住所

〒848-0047

伊万里市 伊万里町 甲43-23

氏名

香月孝一

連帯保証人（丙）住所

氏名

印